

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年6月12日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部薬務課長 北川 信吉

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度佐賀県登録販売者試験運営等業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 令和7年度佐賀県登録販売者試験運営等業務委託仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県健康福祉部薬務課長が指定した場所 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であること。
- (5) プライバシーマーク付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：JISQ27001認証、ISO／IEC27001認証）のいずれかを取得しており、個人情報を適切に取り扱うことのできる体制を整えた者であること。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (7) 本店を日本国内に有すること。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）に関係資料を添付のうえ、令和7年6月19日（木）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部薬務課 薬事・血液担当（旧館3階）

電話番号 0952-25-7082

電子メールアドレス yakumu@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年6月26日（木）午後5時までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和7年6月12日（木）午前9時から同年6月19日（木）午後5時まで佐賀県

ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載します。

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県庁旧館 3 階 こども局内会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対して別途連絡します。

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに見積もる契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 条）第 104 条第 1 項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に参加している金融機関の者に限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

- (ア) 当該競争について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結している場合
- (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納入してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

- (ア) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の記載において消滅しやすい方法で記載されたものを提出した者
- オ 入札価格の記載においてアラビア数字を用いていない入札書を提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- ケ 一人で二以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札となるべき者を決定するものとします。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行います。

エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(6) 詳細は、入札説明書を参照してください。

(7) 問合せ先

佐賀県健康福祉部薬務課 薬事・血液担当

電話番号 0952-25-7082

電子メールアドレス yakumu@pref.saga.lg.jp